

「ユニット型介護老人福祉施設」重要事項説明書

< 令和 6 年 8 月 1 日改訂 >

当施設は介護保険の指定を受けています。
(北海道指定 第 0174200634 号)

当施設は利用者様に対してユニット型介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

目次	
1 . 施設経営法人	1
2 . 利用施設	2
3 . 居室の概要	2、3
4 . 職員の配置状況	3
5 . 当施設が提供するサービスと利用料金	3～8
6 . 損害賠償について	8
7 . 契約の終了について	8
8 . 身元引受人について	8
9 . 苦情の受付について	8、9
10 . 事故発生時の対応	9
11 . 非常災害対策	9
12 . 身体拘束の廃止	9
13 . 高齢者虐待防止のための対策	9
14 . 提供するサービスの第三者評価の実施状況について	9

1 . 施設経営法人

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人べつかい柏の実会 |
| (2) 法人所在地 | 北海道野付郡別海町別海 9 7 番地 9 |
| (3) 電話番号 | 0 1 5 3 - 7 9 - 5 1 1 1 (柏の実会事務局) |
| (4) 代表者氏名 | 永洞 貢 |
| (5) 設立年月日 | 平成 1 0 年 6 月 2 2 日 |

2. 利用施設

- (1) 施設の種類 ユニット型介護老人福祉施設
 平成27年11月1日指定
 北海道 0174200634 号

(2) 施設の目的

要介護状態にある利用者様に対し、居宅における生活への復帰を視野に入れながら、利用者様の個性を尊重した心豊かな生活の確保に努め、適切な介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とします。

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム清翠園
(4) 施設の所在地 北海道野付郡別海町別海西本町52番地2
(5) 電話番号 0153-75-2224
 FAX 0153-75-2225
(6) 施設長（管理者）氏名 今野 健一
(7) 当施設の運営方針

利用者様一人ひとりの意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき入浴、排泄、食事等の日常生活支援その他相談援助、社会生活上の便宜、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行います。

明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営に努めます。

- (8) 開設年月日 平成27年11月1日
(9) 入所定員 90名

3. 居室の概要

完全個室で、在宅に近い居住環境で、利用者様一人ひとりの個性・生活のリズムに沿い、また、他の利用者様との良好な関係を築きながら日常生活を送っていただけますよう設備を整えました。

ユニットの設備	室数	備考
居室（1人部屋）	90室	床頭台、ナースコール、洗面台完備
共同生活室	10室	1ユニットに1室
浴室	5室	2ユニットに1室、トイレ完備
トイレ	30室	1ユニットに3室

ユニット外の設備	室数	備考
相談室	2室	
特殊浴室	2室	機械浴等
医務室	1室	
理美容室	1室	
研修員室	2室	ご家族が希望される場合、2,000円/泊でご利用いただけます（寝具貸与含む）

居室の変更：利用者様から居室の変更希望の申し出があった場合、居室の空き状況により施設で検討します。また、利用者様の心身の状況により居室を変更する

場合があります。

4. 職員の配置状況

当施設はユニット型介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> * 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1 名	
2. 生活相談員	常勤換算 1 名以上	1 名以上
3. 介護職員	常勤換算 4 0 名以上	31 名以上
4. 看護職員	常勤換算 3 名以上	3 名以上
5. 機能訓練指導員	常勤換算 1 名以上	1 名以上
6. 介護支援専門員	常勤換算 1 名以上	1 名以上
7. 管理栄養士	1 名	1 名以上
8. 医師（嘱託）	1 名以上	必要数

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 医師	毎週火曜日 13:30～14:30 毎週木曜日 11:00～12:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出 6:30～15:15 10名 日勤 10:00～18:45 20名 遅番 13:15～22:00 10名 夜勤 22:00～翌6:45 5名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出 7:30～16:15 1名 日勤 8:30～17:15 2名 遅番 9:30～18:15 1名
4. その他の職員	月～金曜日 8:45～17:30

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者様に対して以下のサービスを提供します。

(1) サービスの概要

食事

当施設では、管理栄養士の立てる献立により、栄養並びに利用者様の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。食事はできるだけ離床して、食堂で食べていただけるように配慮します。

<食事時間> 朝食 8:00～9:30
昼食 12:00～13:20
夕食 17:30～18:50

食事時間は利用者様の心身の状況によって変更することがあります。

入浴

週2回以上の入浴が可能です。身体状況に応じて清拭となる場合があります。

排せつ

排せつの自立を促すため、利用者様の身体能力を最大限活用した援助を行います。

機能訓練

機能訓練指導員により、利用者様の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

健康管理

医師や看護職員が健康管理を行います。当施設では年に1回の健康診断を実施しています。

その他の自立への支援

寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。清潔で快適な生活が送れるよう適切な整容が行われるよう援助します。

当施設が提供する上記サービスについて、利用料金が介護保険から給付されるサービスと利用料金の全額を利用者様に負担いただくサービスがございます。

(2) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

入浴、排せつ、機能訓練、健康管理その他自立への支援については、所得額に応じて9割又は8割もしくは7割が介護保険から給付されます。

< サービス利用料金（１日あたり）>（契約書第６条参照）

下記の料金表によって、利用者様の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。

（サービスの利用料金は、利用者様の要介護度に応じて異なります。）

ユニット型介護福祉施設サービス費（基本料金）

	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
サービス利用料金	6,700 円	7,400 円	8,150 円	8,860 円	9,550 円
自己負担額 （１割負担）	670 円	740 円	815 円	886 円	955 円
自己負担額 （２割負担）	1,340 円	1,480 円	1,630 円	1,772 円	1,910 円
自己負担額 （３割負担）	2,010 円	2,220 円	2,445 円	2,658 円	2,865 円

加算料金について

当施設の利用に係り、基本料金の他、下記の加算料金をお支払いください。

初期加算（入所後 30 日間）	30 円 / 日
入院、外泊加算（最大 6 日 / 月）	246 円 / 日
個別機能訓練加算	12 円 / 日
個別機能訓練加算	20 円 / 月
看護体制加算	4 円 / 日
看護体制加算	8 円 / 日
夜勤職員配置加算	21 円 / 日
経口維持加算（対象時）	400 円 / 月
褥瘡マネジメント加算	3 円 / 月
科学的介護推進体制加算	40 円 / 月
安全対策体制加算（入所初日のみ）	20 円 / 回
再入所時栄養連携加算（再入所した月）	200 円 / 月
（再入所時に経管栄養または嚥下調整食の新規導入の場合加算）	
療養食加算（１日につき 3 回を限度とする）	6 円 / 回
サービス提供体制強化加算	18 円 / 日
処遇改善加算	施設サービス費 + 各種加算の 11.3% の額

２割負担の方は、上記の加算料金に 2 を乗じた額となります。

３割負担の方は、上記の加算料金に 3 を乗じた額となります。

7 日以上 3 ヶ月以内の入院の場合

3 ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入ることができますが
入院期間中であっても居住費（2,066 円 / 日）をご負担いただきます。

ただし、入院中及び外泊時のベッド使用についての同意書に同意されている方に

つきましては、空床利用されている期間にご負担いただきません。

利用者様が要介護認定申請中の場合、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者様が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者様の負担額を変更します。

（３）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第４条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者様の負担となります。

< サービスの概要と利用料金 >

食費

食材料費及び調理費について、実費相当額の範囲内で負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額のご負担となります。

住民税課税世帯の方（負担限度額のない方）	1,445 円 / 日
----------------------	-------------

居住費

ユニット型特別養護老人ホームとして、居住費を負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された居住費の金額のご負担となります。

住民税課税世帯の方（負担限度額のない方）	2,066 円 / 日
----------------------	-------------

契約書第 20 条第 2 項第 2 号の「別に定める居住費」とは負担限度額のないものとします。

特別な食事（酒類を含みます。）

利用者様のご希望に基づいて特別な食事を提供します（実費負担）。

理髪・美容

ご希望により、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃）をご利用いただけます。 **利用料金：実費**

レクリエーション、サークル活動

利用者様のご希望により、レクリエーションやサークル活動に参加していただくことができます。材料代が生じた場合、実費をいただく場合がございます。

貴重品の管理（別途依頼書が必要となります）

利用者様のご希望により、金銭等の管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

- お預かりするもの：施設の指定する金融機関に預け入れている預貯金
上記預貯金通帳へ届け出た印鑑
- 管理責任者：施設長 今野 健一
- 利用料金：管理料として月額 1,500 円をご負担いただきます。

複写物の交付

利用者様は、サービス提供についての記録を閲覧いただけます。複写物を必要とする場合は、実費をご負担いただきます。

利用料金：10 円 / 枚（モノクロ）

日常生活上必要となる諸費用

日常生活にかかる費用で、利用者様にご負担していただくものがあります。ご要望に応じ対応させていただき、実費をご負担いただきます。

持込み電気製品電気料：30 円 / 日（別途依頼書が必要となります）

（４）利用料金のお支払方法（契約書第 6 条参照）

前記（２）（３）の料金・費用は、月末締めで翌月上旬に請求書を発行いたしますので、末日までにいずれかの方法でお支払いください。（１ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア．窓口での現金払い

イ．下記指定口座への振込み

「社会福祉法人べつかい柏の実会 理事長 永洞 貢」

大地みらい信用金庫 別海支店 普通 1122575

ゆうちょ銀行 九三八 普通 0254032

道東あさひ農業協同組合 本所 普通 0035348

口座名義はいずれも同じです。

ウ．金融機関口座からの自動引落し（貴重品管理サービスを利用されている方に限ります。）

（５）入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではなく、診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

< 協力医療機関 >

町立別海病院（内科、外科、耳鼻咽喉科、皮膚科、精神科）

所在地：野付郡別海町別海西本町 103 番地 9

電話番号：0153 - 75 - 2311

医療社団法人一期会ウェル歯科診療所（歯科）
所在地：野付郡別海町別海西本町 8 2 番地
電話番号：0 1 5 3 - 7 5 - 2 2 1 6

6．損害賠償について（契約書第 1 1 条、第 1 2 条参照）

事業者が損害賠償責任を負う場合があります。

7．契約の終了について（契約書第 1 4 条以下参照）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。ただし、サービスを提供できない場合の他、契約が終了する場合があります。

8．身元引受人について（契約書第 2 1 条参照）

身元引受人は、本契約に基づく利用者の一切の債権を極度額 1 0 0 万円の範囲内で連帯してご負担いただきます。

身元引受人から請求があったときは、事業所に対する利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償等の額、利用者全ての債務額等の情報を提供します。

契約が終了した場合、身元引受人に利用者様の所持品をお引き取りいただきます。

引渡しに係る費用が生じた場合、身元引受人にご負担いただきます。

9．苦情の受付について（契約書第 2 3 条参照）

（ 1 ）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情担当窓口（担当者）

総務課長 0 1 5 3 - 7 5 - 2 2 2 4

○受付時間

月～金曜日 午前 8：45～午後 5：30

また、ご意見箱をホールに設置しています。

（ 2 ）行政機関その他苦情受付機関

別海町役場福祉部介護支援課	所在地 野付郡別海町別海常盤町 2 8 0 番地 電話番号 0 1 5 3 - 7 4 - 9 6 4 3（直通）
根室振興局保健環境部社会福祉課	所在地 根室市常盤町 3 丁目 2 8 番 電話番号 0 1 5 3 - 2 3 - 6 9 1 4
北海道国民健康保険団体連合会	所在地 札幌市中央区南 2 条西 1 4 丁目 電話番号 0 1 1 - 2 3 1 - 5 1 6 1（代）

1 0．事故発生時の対応

サービス提供時に事故が発生した場合、応急処置及び緊急受診等の必要な措置を講ずる他、ご家族及び関係機関へ遅滞なく報告いたします。

1 1 . 非常災害対策

当施設では、非常災害その他緊急の事態に備え、あらかじめ防災計画を作成しております。その計画に基づき、年 2 回以上利用者様及び職員等の訓練を実施します。

1 2 . 身体拘束の廃止（「身体拘束等行動制限についての取扱要領」より）

原則として、利用者様の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により身体拘束せざるを得ない場合、利用者様及びご家族へ十分な説明をするとともに、その態様、時間、理由及びその際の利用者様の心身の状況を記録いたします。

1 3 . 高齢者虐待防止のための対策

（1）虐待の発生及び再発を防止するため下記に掲げる措置を講じます。

虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について、従業者に十分に周知します。

虐待の防止のための指針を整備します。

従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

1 4 . 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

【実 施 の 有 無】 無

ユニット型介護福祉施設サービスの提供にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者

野付郡別海町別海西本町5番地2

社会福祉法人べつかい柏の実会特別養護老人ホーム清翠園

施設長 今野 健一 印

説明者 印

私は、本書面に基づき事業者から重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者

住所

氏名 印

署名代行者

住所

氏名 印

身元引受人

住所

氏名 印 （ 続柄 ）